

復興大臣 根本匠 様  
厚生労働大臣 田村 憲久 様  
環境大臣 石原 伸晃 様

原発事故子ども・被災者支援法の基本方針案に関する要請

1. 子ども・被災者支援法第五条第3項(注1)に基づき、支援法の基本方針案について、全国各地(注2)で公聴会を開催し、改めて意見聴取を行ってください。
  - 注1) 法第五条第3項では、「基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させる…」と規定している。
  - 注2) とりわけ、福島県内外、ホットスポットがある近隣県、避難先である京都・山形・新潟・札幌など
2. 得られた意見をもとに基本方針案の抜本的な見直しを行ってください
3. パブリック・コメントの検討を、法第十四条の規定( )に基づき、公開で行ってください。また、検討の場に、被災当事者・支援者を加えてください。
  - 注3) 「国は、第八条から前条までの施策の適正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるものとする」
4. 多くの自治体の意見書に従い、年間放射線量が1 mSvを超える<汚染状況重点調査地域>をすべて、支援対象地域に指定してください。また、土壌汚染や初期被ばくについても勘案してください。
5. 住宅支援について
  - 1) 借り上げ住宅制度(民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅の供与)の新規受付を再開してください。
  - 2) 借り上げ住宅制度について毎年小刻みな延長を繰り返すことは、いつまでつづくのかわからず、避難者の将来の人生設計を困難にしています。長期(たとえば10年)の延長を要望します。
  - 3) 借り上げ住宅制度は、現在、基本的には「借り換え」が認められていません。長引く避難で、出産・子どもの成長に伴って、避難者には借り換えの必要性が生じているため、借り換えを認めてください。
  - 4) 既存の公営住宅が逼迫しているまたは避難者にとって利用困難な状況にある場合、福島県外への自主的避難者を含む避難者を対象にした災害公営住宅の整備が必要となると思われるがどうか。
6. 健康支援について
  - 1) 「子ども・被災者支援法」の第十三条第二項(注4) 同第三項(被災者の医療費の減免)について、基本方針に盛り込み、検討手法やスケジュールを明記してください。

注4) 第十三条第二項 子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者(胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。)及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2) 第十三条第二項でいう、「一定の基準以上の放射線量が計測される地域」については、少なくとも、年間放射線量が1 mSvを超える<汚染状況重点調査地域>をすべて対象とすべきであり、初期被ばくや土壌汚染の状況も鑑みて、さらに広い範囲を指定してください。
- 3) 環境省が設置する有識者による委員会へは、低線量被ばくに関して警鐘を鳴らしてきた専門家、被災者および本問題に取り組んできた弁護士を加えてください。また委員会での議論はすべて公開してください。

以上

原発事故子ども・被災者支援法 市民会議( )

構成団体：子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、福島の子もたちを守る法律家ネットワーク、国際環境 NGO FoE Japan、福島老朽原発を考える会、ハーメルン・プロジェクト、グリーンピース・ジャパン、子どもたちを放射能から守る全国ネットワーク、福島避難母子の会 in 関東、東日本大震災市民支援ネットワーク・札幌むすびば、任意団体 Peach Heart、ピースボート、市民放射能測定所 CRMS、311 受入全国協議会、福島原発震災情報連絡センター、富士の麓のうつくし村、ヒューマンライツ・ナウ、子どものための平和と環境アドボカシー(PEACH)、安全安心アクション in 郡山(3a 郡山)、子どもたちを放射能から守る全国小児科医ネットワーク、福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト事務局、みちのく会、つながろう！放射能から避難したママネット@東京、つながろう！放射能から避難したママネット@埼玉、ハイロアクション福島、こども東葛ネット、ゆるりっと会、きらきら星ネット、NPO 法人 大沼・駒ヶ岳ふるさとづくりセンター、子ども未来 NPO センター(いわき市)、放射能から子どもを守ろう安中の会、毎週末山形、JDF 被災地障がい者支援センターふくしま被災者支援会議、JANIC、子どもたちの健康と未来を守るプロジェクト、福島原発事故緊急会議生きる権利プロジェクト、宮城脱原発・風の会、チームくさっぱら、放射能から子どもを守ろう関東ネット、とねぬまた地域向上委員会、福島の子もたちとともに・世田谷の会、世田谷こどもを守る会、放射能から子供たちを守る沼田の会、放射能から子どもを守ろう利根沼田、NPO 山梨ナチュラル工房、子どもたちを放射能から守るみやぎネットワーク、パルシステム生活協同組合連合会、ホッとネットおおさか、市民科学者国際会議、「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク、原発事故子ども・被災者支援法を考える山形会議、那須野が原の放射能汚染を考える住民の会、会津放射能情報センター、広島福島保養プログラム実行委員会、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、日本国際ボランティアセンター(JVC)、特定非営利活動法人てんぐるま、さよなら原発神戸アクション、(以上 57 団体)

連絡先：

福島の子もたちを守る法律家ネットワーク (SAFLAN)

国際環境 NGO FoE Japan (エフ・オー・イー・ジャパン)

tel: 03-6907-7217 fax: 03-6907-7219 携帯：090-6142-1807